

第1回横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会 議 事 録

■ 日時

平成17年10月4日（火） 午後6時から8時45分まで

■ 場所

横浜市総合保健医療センター 研修室A

■ 出席者等

- (1) 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員（五十音順） 5名
おちとよこ 委員、島田輝江 委員、新開省二 委員、杉山孝博 委員、横倉聡 委員
- (2) 事務局
高岡保健部長、大森福祉保健連携等担当部長、鈴木保健政策課長 外2名
- (3) 傍聴者 2名

<議事内容>

- 1 開 会
- 2 挨拶（衛生局保健部 高岡保健部長）
- 3 委員紹介
- 4 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出

委員の互選により、杉山委員を委員長に、横倉委員を副委員長に選出

(2) 情報公開について

以下のとおり決定した。

- ① 第1回委員会は原則公開、第2回・第3回委員会は自由な意見交換、論議を行うため、非公開とする。
- ② 議事録については、選定委員会終了後、各委員の確認を得た後、公表する（発言者名は非公開）。第2回及び第3回委員会については、選定が終了した後に公表する。
- ③ 選定結果については、全応募者の団体名、得点を公表する。ただし、採点した各委員名は非公開とする。

- (3) 指定管理者 業務の基準について
 - (4) 指定管理者 公募要項について
 - (5) 評価項目及び評価基準について
- 資料に基づき事務局から一括説明

【審議内容】

(3)及び(4)について

・「業務の基準」では、現在やっている機能をそのまま残した形で基準を定めているが、現

状の機能そのものの見直しはすでに行ったのか。

→（事務局）①診療所で実施していた健康教育を廃止してベッドの転換を図る ②精神障害者支援施設では精神科初期救急や精神障害者就労支援センターといった新たな事業を付加する、など、一定の機能の見直しを進めてきた。社会情勢が変化する中で、施設としては過渡期にあることも事実で、今後も見直しが必要という認識はあるが、指定管理者との間で締結する協約等との関係もあり、指定期間の中で抜本的な見直しは難しい。この施設の機能が長期間、確定したものとなるとすれば、もっと長期間の指定もありうるが、今回は指定期間を約5年とし、現状の前提で募集したいと考えている。

- ・ 今回の指定期間のあと、次の段階では違う形（機能）で募集するということがあるのか。「過渡期」ということもあり、その見直しの期間を稼ぐための5年、ということなのか。今回の指定にあたっては、どのようなスタンスなのか。

→（事務局）これから検討していくことなので、どの程度の見直しを行っていくかは未定。今までも全く見直しをしていないということではなく、一定の見直しはしてきた。今後も見直しの可能性はあるが、当面は現行条例の枠内での指定を考えている。

- ・ 介護保険法や自立支援法などの法改正が予定されており、この施設は大きく影響を受ける可能性があるが、その辺のところはどのように考えているのか。

→（事務局）自立支援法の改正については、国から詳細が示されていない状況なので、現状をベースにした提案をしていただくしかないと思う。法改正に伴うリスク分担については、公募要項の中に定めている。

- ・ 指定した団体が、実際に運営してみたら、結果がよくなかった、というような場合にはどうするのか。

→（事務局）業務の基準の中で、実績評価等の結果を考慮して、基準を満たしていないと判断した場合には、指定の取消しもありうることを定めている。

- ・ 評価項目や配点も含めて、資料はどこまで公開するのか。

→（事務局）原則として選定委員会の資料はすべて公開とする。

- ・ 開設から13年が経過して、どの機能をどう見直していくのか、方向性がよく見えない。13年間のまとめの上に、さらにこうしていきたい、という方向があるのか、あるいは今の機能をさらに充実させていけばいいのか。この施設をどうしたいのか、という次のステップの方向性がわからない。

→（事務局）2年前からこの施設のコンセプトを検討してきたが、コンセプトの転換は行政の責任で行うべきであり、応募団体に、そこまでの提案は求められない。公の施設である以上、事業の内容も条例で規定されており、市会の承認を得ないと事業の変更は行えない。

- ・ 施設の理念について変えていくことは、私達（選定委員会）の仕事ではない。

- ・ 机上の空論よりも、現状の施設運営をきちんとやってもらうことが大事。

- ・ たとえば現状の介護老人保健施設の運営を行っていく上でも、こんな機能を充実させていきたい、というような提案をどんどんしてもらえるといいと思う。

- ・ 応募団体の実績を問う項目が、「団体の概要」（第19号様式）のところに（「別紙を付すこ

とができる。」として)しか出てこないが、このような施設では、実績を評価することも必要なのではないか。実績を評価できないと、いくらいい提案でも、机上の空論では困る。実績を評価しすぎて、それも問題だが、複合型の施設、という特異な施設であり、単に提案だけではわからない部分もあるので、もっと詳しく書いてもらうように様式を工夫したほうがいいのではないか。

- ・今のままのフォーマットの中で、きちんと書いてくるかどうかも含めて評価する、ということもある。しっかりした提案書類や資料を作ってもらい、それを評価していく。足りないところやわからないところがあったら、ヒアリングでこちらから質問する、ということでもいいのではないか。
- ・指定管理経費の上限額を定めているが、これは現行の委託料に対してどうなのか。
→(事務局) 現行の委託料よりは下げた額を上限額としている。
- ・経費の削減を図ることも、制度導入の目的のひとつになっているのか。
→(事務局) なっている。
- ・公募型プロポーザル方式、とのことだが、経費的な面も評価していくのか。
→(事務局) 評価の基準の中の下の3つの項目で評価する。

(5)について

- ・個々の項目の配点は配点として、プレゼンテーションなどの評価で総合評価を加算してはどうか。評価の際に、総合的にどうかという違った評価軸をいれてもいいのではないか。また、それぞれの項目について、5点満点で1(最低点)がひとつでもあったら、欠格とするべきではないか。
- ・2者以上の応募があった場合は、相対的にも評価できるが、ひとつの団体だったときは評価が難しい。
- ・総合評価を入れるかどうか。入れるとすれば、どのような基準で評価するのか、事前に決めておく必要がある。
- ・総合的にどうか、というのは、委員会としてのコメントで表してはどうか。また、総合評価を入れなくても、各項目のなかに評価を反映する方法もある。
- ・事業計画に50点の配点をするのはよいが、この施設に期待する役割もあり、せつかくの複合施設なのだから、評価項目の「各施設の連携についての考え方」の配点をもっと増やしてもいいのではないか。『連携』はこのセンターのキーワードではないか。
- ・『連携』については、理念的になりがちで、思いが先行するケースが多いので、実際には高配点にするのは難しいのではないか。
- ・総得点が低い団体でも、選定委員会で話し合っ、点数が低い方の団体を選定する、ということもありうるのか。
→(事務局) 全くありえないことではないが、それをするには対外的に十分に説明がつかないと難しい。
- ・それぞれの評価項目について、ひとつでも1があれば、いくら高得点であってもダメではないか。
- ・それは、一人でも1をつけたらダメということか。

- ・「1をつけたら欠格とする」ということにした場合、「1をつける」ということは、その団体を排除しようという意思が働くことにもなる。



評価項目の各項目中、過半数の委員が5点満点で1とした項目がひとつでもある場合は、それをもって欠格とし、このことを公募要項の中に明示する。

5 その他

- ・今後の委員会のスケジュールの確認

第2回選定委員会 平成17年11月29日（火） 午後6時から

第3回選定委員会 平成17年12月13日（火） 午後3時半から